

# 1章 行政経営を取り巻く状況と今後の県政運営

ここでは、本県を取り巻く社会経済情勢の変化と県政運営の方向性、県の財政状況についてお示ししています。

## 1 社会経済情勢の変化

「さわやか運動」や「行政システム改革」以降における、特に考慮すべき主な社会経済情勢の変化及び平成18年3月の「みえ経営改善プラン」策定以降における踏まえるべき点としては、次の事項があげられます。

- (1) 社会の成熟化に伴い、経済成長による物質的な豊かさよりも、個性や多様性、心の豊かさを求める価値観が一層広がっているところであり、自らが暮らす地域のために活動することに生きがいを見出す人々が増加しています。
- (2) 県民の身近なところでの犯罪の多発や自然災害等の頻発などから、安全・安心に生活できる日常生活空間を確保することや、地域社会を形成する住民間の信頼や連帯意識を取り戻すことなど、公に対する新たな意識が芽生えてきています。
- (3) 市町村合併の進展やこれに伴う広域自治体のあり方の見直しが進むなど、今後の分権型社会の中心的な役割を担うべき地方自治体の役割についても大きく変化してきています。県内においても市町村合併の結果、平成18年1月には29市町となり、そのもとでの県の役割は、広域自治体として必要な行政課題に対応するとともに、市町がその規模などから取り組むことが困難な行政事務の補完や、市町の取組への支援などを行っていくことです。

さらに、平成18年12月に「地方分権改革推進法」が成立しました。地域主権の社会をめざして真の分権改革を進め、どの地域でも豊かな自治が実現できるよう、取り組んでいくことが重要です。

- (4) 国・地方の財政状況は、極めて厳しい状況にあるとともに、官製談合、公務員の相次ぐ不祥事等により、行政、公務員に対して国民の厳しい視線が注がれています。平成18年6月に成立した「行政改革推進法」では、地方公務員総数の減少をめざし、職員数の厳格な管理が要請され、「骨太の方針2006」では、国、地方を通じた5年間（平成19年度～平成23年度）の厳しい財政改革の方向性が示されました。本県においても、従来にも増して効率・効果的で、県民から信頼される行政運営が求められています。

## 2 県政運営の方向性

平成15年度に策定した「県民しあわせプラン」では、「みえけん愛を育む“しあわせ創造県”」を、県民の皆さんが主役となって築くことを基本理念に、「地域主権の社会」をめざしています。

「地域主権の社会」は、それぞれの地域のあり方を、行政のみにゆだねるのではなく、住民自らが地域づくりを進めることができる社会をめざすものです。

そのためには、一人ひとりがしっかりと「個」を確立していることが大切であり、一人ひとりが地域づくりに参画し、「公」を担うことが求められます。このような「地域主権の社会」を実現するために、本県では、県政の運営を、行政による統治（ガバメント）から、多様な主体による共治（ガバナンス）へと転換していく必要があると考えています。

### （1）全体最適な県政運営

従来のもとすれば部分最適に陥りがちであった県政運営を、全体最適な状態で行うため、県政運営の考え方や仕組みを「みえ行政経営体系」として構築し、これに基づいて、「県民しあわせプラン」を進めています。

今後も、経営品質向上活動、危機管理、環境マネジメントシステムをマネジメントのベースとし、PLAN-DO-SEEの仕組みを効果的に一貫性をもって運用することにより、全体最適な県政運営を実現し、より質の高い行政サービスの提供につなげていきます。

### （2）「質の行政改革」

平成16年度から平成18年度まで、三重県では、「県民しあわせプラン」に基づき、政策のベースとして「文化力」を、また、仕事の進め方のベースとして「新しい時代の公」を提唱し、「地域主権の社会」をめざす基盤をつくってきました。

「文化力」に基づく政策のめざすところは、政策の発想や視点を変えることにより、県民の皆さんとともに公共サービスの質を高め、県民の皆さんの生活の質を高めることにあります。

また、「新しい時代の公」は、行政だけでなく、多様な主体の参画を前提として、公共の役割を捉え直し、みんなで一緒に「公」を担っていくことで、住みよい地域社会をつくろうとするものです。

今後は、資源や経費の節減という従来の量的な改革のみならず、県民の視点から継続的な改善を進める経営品質に根ざした組織風土のもと、「文化力」に基づく政策を、「新しい時代の公」にふさわしい進め方で展開し、「質の行政改革」を本格的に推進することによって、厳しい財政状況においても、県民生活を支える公共サービスの水準の維持、質の向上をめざしていきます。

### 3 財政状況

#### (1) 財政の現状と「三位一体の改革」の影響

県財政は、バブル崩壊後の国の数次にわたる景気対策にあわせて公共事業等の追加を行ったことなどにより、多額の県債残高を抱えているため公債費が高い水準で推移していることや、団塊の世代の職員の退職金・社会保障関係経費の増加が見込まれるなど、極めて厳しい状況が続いています。

このことに対応するため、県は、平成16年度から平成18年度に財政健全化に向けた集中取組期間を設定し、県単独補助金の見直しなど事務事業の見直し、総人件費の抑制、県債発行額の抑制など財政健全化に努めてきました。

こうした取組と並行し、いわゆる「三位一体の改革」が実施されましたが、地方交付税の大幅削減などにより、本県では、平成15年度から平成18年度の間、約300億円の一般財源が削減されました。このことが、本県の財政構造の硬直化を一層進め、事務事業の見直し等による経費削減を行ってもなお、経常的に必要な経費に一般財源収入の9割以上が費やされており、公共事業などの投資的経費や県民ニーズの多様化に伴う臨時的な財政需要に機動的に対応できる自由度が失われつつあります。

#### (2) 「歳出・歳入一体改革」の影響

こうした状況の中で、平成18年7月には「骨太の方針2006」が閣議決定され、財政健全化のためのさらなる改革として次の「歳出・歳入一体改革」の内容が示されました。

- 公務員人件費の見直しは不可欠の課題として、平成22年度までの5年間で5.7%の定員純減とともに給与構造改革を行うこと。
- 歳出を聖域なく厳しく見直す中で、今後増加が見込まれる社会保障について、一定の歳出の抑制努力は避けられないとして、生活保護、介護、医療等の歳出を国・地方合わせて1.6兆円程度抑制すること。
- 投資的経費は、毎年3%～1%削減すること。
- 一般行政経費は、今後、同程度の水準で推移すること。

今後、国が示す地方財政計画は、個々の地方公共団体の財政健全化取組の達成度にかかわらず、「歳出・歳入一体改革」に沿って策定されることとなります。このため、地方交付税、地方債、国庫補助金などの財源がさらに厳しく抑制されていくものと考えられます。多くの財源を国に依存する現状において、このように厳しい国の歳出削減計画に基づく地方への財源抑制は、本県にも極めて厳しい財政運営を強いることとなります。

#### (3) 今後の財政運営の方向性

「三位一体の改革」に加え、「歳出・歳入一体改革」によるさらなる財源

抑制が予想される中であっても、県民に必要な公共サービスをおろそかにすることは許されません。このため、「質の行政改革」というステージで、これまでの「選択と集中」を一層進めるとともに、税の投入がなければ公共サービスが提供できないといったこれまでの発想を転換し、「新しい時代の公」の考え方のもと、税の投入の必要性や役割分担のあり方を十分検討し、行政以外の多様な主体の参画や、いわゆる「ゼロ予算事業」の取組など、税の投入以上の成果を生み出す公共サービスを提供できる手法を積極的に導入し、簡素で効率的な財政運営を行っていく必要があります。

#### (4) 中期財政見通し

今後の財政運営については、これまでにない厳しさが予想される中で、中長期的な視点を持って財政運営を行うことが必要であり、また、財政状況が総合的に把握できるよう、財政全体の見通しをお示しし、県民の皆さんに広く理解していただくことが大切です。将来の県財政の見通しについては、具体的な数値が明らかになっていない中で確たる姿でお示しすることは困難ですが、「骨太の方針2006」に示された「歳出・歳入一体改革」の内容を踏まえ、平成19年度6月補正後予算をベースとして、今後4年間の中期財政見通しを試算しました。(巻末参照)

ただし、将来の歳入・歳出推計に必要な具体的な前提条件が明確になっていない中、多くの仮定を置いた上で、機械的に試算したものですので、今後の県の予算編成を拘束するものではありません。

今後とも、収支均衡型の予算規模の実現を視野に入れて、財政の健全化に引き続き強力に取り組みながら、「選択と集中」を一層進め、簡素で効率的な「身の丈」にあった財政運営を行っていく必要があります。